定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年10月５日

石川県監査委員　米　澤　賢　司
同　吉　田　修
同　浜　田　孝
同　岡　部　朋　代

（別　紙）

営 第 １ ３ ７ ４ 号
平成30年９月７日

石 川 県 監 査 委 員　様

石川県知事　谷　本　正　憲

平成30年８月23日付け石監査第268号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	営繕課	公用車の運行に際しては、交通法規の遵守の徹底とともに、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に注意喚起をいたしました。 また、今後このようなことがないよう、課全体で安全運転に努めるとともに、公用車を運転する機会が多い職員を対象に実施されている「自動車運転技術向上研修」に職員を順次受講させることとしています。